



ニュースリリース 平成 24年 5月 9日

竜巻等による被害にあわれたお客さまへのお知らせ

このたびの竜巻等による被害を受けた皆さま方には、心よりお見舞い申し上げます。

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたびの竜巻等による被災者の方の預金の払い戻し等について、下記のとおり、お取り扱いいたしますので、お知らせいたします。

記

1. 対象店舗

災害救助法の適用を受けた茨城県つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、および栃木県真岡市の5市に所在する以下の当行支店・出張所

つくば市	研究学園都市支店、谷田部支店、筑波支店、大穂支店、荃崎支店、豊里支店、つくば並木支店、つくば市役所支店、竹園出張所、松代出張所
常陸大宮市	大宮支店、山方支店、長倉支店
筑西市	下館支店、関城支店、協和支店、明野支店、玉戸出張所、
桜川市	真壁支店、岩瀬支店
真岡市	真岡支店、久下田支店、真岡西出張所

※なお、上記以外の支店・出張所におきましても、ご相談等を承っております。

また、預金の払い戻し等に関し、以下のフリーダイヤルによるお電話でのお問い合わせにも応じております。

常陽ハローセンター：0120-380-057

(平日9:00~20:00 土日10:00~16:00)

2. お取り扱い内容

- ・当行の預金通帳、証書をなくされた方は、お支払について便宜を図らせていただきますので、ご相談ください。
- ・届出の印鑑がない場合には、拇印による払い戻しに応じますので、ご相談ください。
- ・ご事情により、定期預金などの期限前払い戻しにつきましても、ご相談に応じます。また、これを担保とするお借入につきましてもご相談ください。
- ・今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については取立ができることとしますので、ご相談ください。
- ・災害時における手形の不渡処分について対応を検討いたしますので、ご相談ください。
- ・汚れた紙幣の引き換えに応じますので、ご相談ください。
- ・国債を紛失した場合についてのご相談に応じております。
- ・災害の状況、応急資金の需要等に応じて、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、災害被災者の皆さまの便宜を考慮した対応をしております。

3. お取り扱い時間

9:00~15:00 (銀行営業日)

以上